



広報
No.136

かんおんじ

2

2017 / 平成29年

February



目次

- 平成28年度人権作品最優秀賞…………… 2
- 市民税・県民税、国民健康保険税等の申告…… 4・5
- 子育て応援情報…………… 12・13

祝成人
新たな決意と感謝を胸に

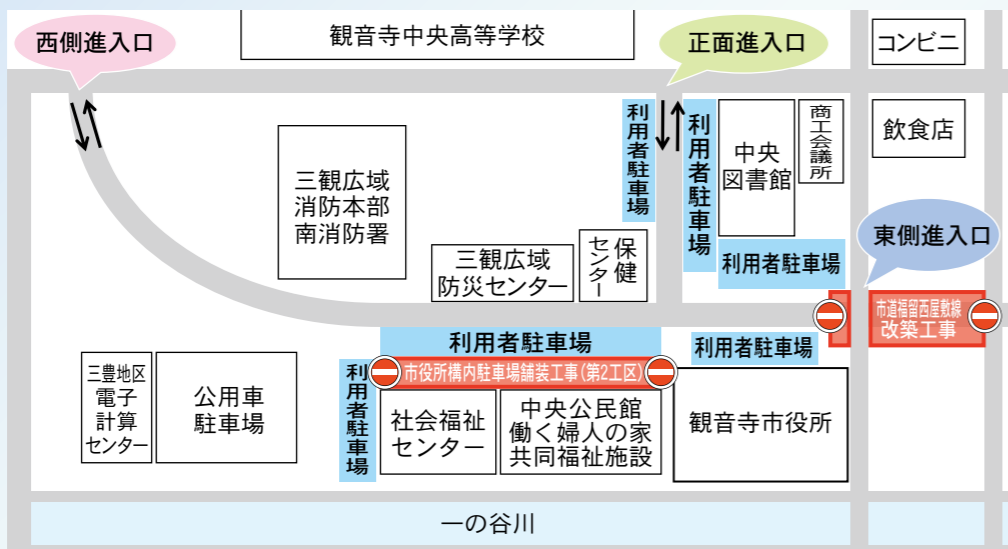
(関連記事10・11ページ)

市役所構内進入制限

2月1日(水)～3月30日(木)予定

総務課 ☎23-3900 建設課 ☎23-3935

市道改築工事および市役所構内駐車場舗装工事に伴い、市道福留西屋敷線および東側出入口、構内歩道等の通行を期間中制限することとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



おめでとうございます 平成28年度人権作品最優秀賞

市では毎年、人権週間にちなんだ作品を子どもたちから募集しています。その中から最優秀賞に選ばれた作品を紹介します。3月号では、中学生の作文を紹介します。

最優秀人権作文（小学生の部）

ぼくの思い 観音寺小学校5年 岩田 凌汰さん



ぼくは、小さいころから、「アトピー性皮膚炎」という病気がかかっています。皮ふをバリアする力が弱いので、かんそうしやすく、体中がとてほかゆいですがゆくていっばいかいてしまふと、しっしんが出て、見た目がかわいそうな感じになつてしまいます。

アトピーでも、一目で「アトピーだな」と分かる子と、そうでない子がいます。ぼくは、体だけでなく顔にもしっしんが出るので、一目でアトピーだと分かります。小さいころから、いろいろな病院や薬局に通つていますが、なかなか治りません。

ぼくは好きでアトピーになつていくわけではありませんが、好きでかいていくわけでもありません。大好きなプールのには、もつとたくさん入りたいです。時には、しっしんのない友だちをうらやましく思います。

ぼくが低学年だったころ、そばに近づくとうつろと思われたのか、友だちと少しきよりができていたことがあります。その時は、さみしく悲

しい気持ちになりました。アトピーは、近づいてもさわつても、うつりません。体はかゆいけれど、とても元気です。ただ、ぼくの好きなジュースにアイス、そしておかしや肉類などは、アトピーの人はがまんした方がいいと言われます。大好きなものも思いきり食べられず、正直つらいこともあります。

しかし、アトピーでなくても、いろいろな病気や障がい、ぼくよりももつとつらい思いをしている人は世の中に大ぜいいます。そのような人をみかけた時には、「あの人見てん。かわいそう。」などと、同情するようなことは言わずに、ふつうにせつしてほしいです。

「大丈夫ですか。何か手伝いましょうか。」という親切な言葉も、場合によっては、必要以上に相手に気をつかわせてしまうことがあります。

「本当の思いやりとは何か。」これからは、何よりもまず、相手の立場に立つて考え、正しいと思うことを勇気を出して行動できる人になれるように努力をしていきます。

(原文どおり)

オールシーズンフォトコンテスト

作品募集

魅力的な観音寺市の風景を撮影した写真を募集します。豊かな自然や地域のお祭りなど、ジャンルは問いません。入賞者には賞品を贈呈します。入賞作品は市の観光情報の発信などに使用させていただきます。



応募規定

- 平成29年1月1日以降に観音寺市内で撮影したもの
- 未発表または発表予定のないもの
- 市内で撮影したことが確認できるもの
- 単写真または組写真どちらでも可能
- 応募は1人4点まで

サイズ カラープリント4つ切り (W4は可能)

応募方法

作品の裏面に応募票(自作可)を貼付し、観光協会事務局へ持参または郵送してください。

応募用紙は道の駅ことひきや大正橋プラザ、市役所総合案内所、市商工観光課、各支所にあります。

締め切り 平成29年12月31日(日)必着

審査・展示

平成30年2月中旬に審査を行い、直接入賞者に通知します。入賞作品は市内の主要な施設で展示します。

注意

- 応募作品は返却しません。
- 応募作品の著作権は主催者(観音寺市観光協会)に帰属します。
- 賞品と引き換えに入賞作品のネガまたはデジタルデータを提出してください。

応募先・問い合わせ先

〒768-0062
観音寺市有明町3番37号
観音寺市観光協会事務局 ☎24-2150

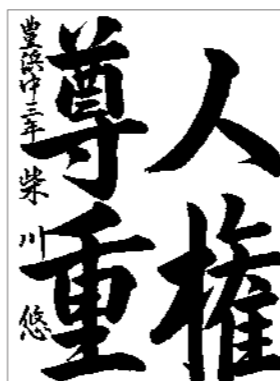
最優秀人権書写



大野原小学校5年 藤岡 陽菜さん



豊浜中学校3年 柴川 悠さん



最優秀人権ポスター



高室小学校6年 六車 咲紀さん



中部中学校2年 井下結加那さん



市民税・県民税 国民健康保険税等の申告

問い合わせ先

税務課市民税係 ☎ 23-3922
 観音寺税務署 ☎ 25-2191

税制改正などにより申告件数が増加し、会場が混雑して、待ち時間が長くなる場合があります。円滑な受け付けのために皆さんのご協力をお願いします。

注意

○事業所得（農業や営業など）や不動産所得など、収支計算（売り上げから必要経費を差し引き、所得を算出）が必要な人は必ず事前に収支内訳書を完成させてから来場してください。

※収支内訳書など、申告に必要な書類は、税務署・市役所本庁・各支所窓口にあります。

○収支計算や医療費控除などの計算が難しい人は、事前に税務署や市税務課税理士に相談してください。

○医療費控除の適用を受ける人は事前に控除適用額を計算して、来場してください。

○所得税の申告が不要でも市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。例年ある収入の他に土地の譲渡など、新たに発生した収入がある場合は、税務署や市税務課に相談するなどして、申告を忘れないように気を付けてください。



○申告の詳しい内容は、広報かんおんじ1月号4、5ページで確認してください。

平成29年度（平成28年分）申告相談日程表

受付日	受付会場	申告受付地区		
		午前（9:00～12:00）	午後（13:00～16:00）	
2月14日（火）	市役所2階203会議室	観音寺地区で年金以外に所得がない人		
15日（水）	豊浜中央公民館2階講堂（旧文化会館）	大野原・豊浜地区で年金以外に所得がない人		
16日（木）		本町、中之町	上田井、東町、港町、南	
17日（金）		東浜、須賀	北原、五軒屋、岡、直場、道溝、林	
20日（月）		長谷、雲岡、野々池、大坪、院内、梶谷、本村、大平木、道溝東、苗手	関谷、堀切、西原、箕浦	
21日（火）	大野原中央公民館3階講義室（大野原支所）	海老濟、有木、田野々	内野々、井関	
22日（水）		高尾、大造、大福、大道、上中、下中	中村、早本、道上、笠松、寺家	
23日（木）		高松、上杉林、下杉林、辻	西の後、八兵、大鞘、大鞘西団地、宮之下、下木屋	
24日（金）		残水、植松、岡之塔、下林、ひうち、雇用促進	十三塚、林、札場	
27日（月）		屋敷、瀬後、豆塚、雉子原	四軒屋、白坂、石砂	
28日（火）		池之内、福田原、丸井南	西丸井、丸井北、青岡	
3月1日（水）		赤岡、東村	中央、安井	
2日（木）		花稻北、本村	中林、先林	
3日（金）		市役所2階203会議室	茂木町、茂西町、上市、川原、有明町、八幡町、天神町	坂本町、幸町、明星、殿、中央、柳、青柳、三架橋通、駅通、栄町、昭和町、七間橋、中洲、中新、若宮、春日、大和、上若
4日（土）		伊吹支所	伊吹町	伊吹町
6日（月）	市役所2階203会議室	南町、港町、西本町、蛭子、琴浪町、瀬戸町、三本松町	植田町	
7日（火）		流岡町	村黒町、出作町	
8日（水）		新田町	池之尻町	
9日（木）		原町、柞田町（中出、上出）	柞田町（黒淵、下出）	
10日（金）		柞田町（八丁、山王、下野、北岡、玉田）	柞田町（大畑、油井、山田）	
13日（月）		粟井町（上野、奥谷、宮下団地）、木之郷町	粟井町（出晴、信末、本庄、常次、竹成）	
14日（火）		吉岡町、本大町	中田井町、古川町	
15日（水）		室本町、高屋町（西上、西下）	高屋町（西上、西下以外）	

△給与所得控除の見直し▽
 給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとされました。



申告相談（確定申告）時のお願い
 平成28年分の申告から、確定申告書にマイナンバーの記載が必要になりました。申告の際には、本人確認書類の写しの添付（税務署では提示または写しの添付）が必要です。
 ▽個人番号カードを持っていない人
 ・個人番号カードのみ
 ▽個人番号カードを持っていない人
 ・通知カード等+運転免許証や保険証等の身分確認書類
 ※扶養親族についても申告書にマイナンバーの記載が必要です。

給与所得控除の見直しに係る一覧

区分	現行	平成29年度
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円

△金融所得課税の一体化▽
 公社債等の課税方式が株式等の課税方式と同一化されます。

△多世帯同居改修工事等の特例▽
 所定の要件を満たした多世帯同居に係るリフォームも、住宅借入金等特別控除の対象となります。平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住を開始したものに適用されます。

△日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等を義務化▽
 年末調整や所得税確定申告等で、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類および送金関係書類を添付または、提示しなければならぬこととされました。

観音寺税務署からのお知らせ

税務課市民税係 ☎ 23-3922

2月16日からです。

開設期間 2月16日（木）～3月15日（水）（土・日曜日、祝日を除く）

受付時間 午前8時30分～午後4時

注 混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあります。

問 観音寺税務署 ☎ 25-2191

確定申告電話相談センター

所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の確定申告に関する質問や相談に答えます。
 期間 3月15日（水）まで
 土・日曜日、祝日は2月19日（日）、26日（日）のみ受付

受付時間 午前8時30分～午後5時

注 左記へ電話し、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

問 観音寺税務署 ☎ 25-2191

申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、所得税および復興特別所得税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書等は印刷して税務署に郵送等により提出できるほかe-Taxを利用して送信することもできます。e-Taxを利用する場合は、事前準備が必要です。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

農家の皆さんへ 青色申告を始めましょう

青色申告は、自分の経営を客観的に把握するための重要な手段の一つです。青色申告とは、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をする人に対して、税制上、有利な取り扱いが受けられる制度です。

また、政府では農産物の価格低下や、自然災害による収入減少を補填する「収入保険制度」の導入を計画しています。保険の加入は、青色申告の農業者が対象となります。これを機会に、青色申告を始めませんか。

新たに青色申告を始める人は、青色申告を始めようとする年の3月15日までに、最寄りの税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出してください。

収入保険の問い合わせ先
 中国四国農政局香川支局 地方参事官ホットライン ☎ 087-831-8151

